

平成 23 年 11 月 16 日

各保健福祉事務所長 殿

医療課長

歯科技工士法第 26 条に係る運用について（通知）

このことについて、平成 23 年 10 月 28 日付け医政歯発 1028 第 1 号をもって厚生労働省医政局歯科保健課長から通知があったので、写しを送付します。

なお、社団法人神奈川県医師会、社団法人神奈川県歯科医師会及び社団法人神奈川県歯科技工士会には、各会長あて別途送付しております。

問い合わせ先

法人指導グループ 清水

電話 (045)210-1111 内線 4871

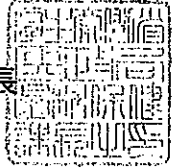




医政歯発 1028 第 1 号  
平成 23 年 10 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



### 歯科技工士法第 26 条に係る運用について

歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 26 条に規定されている「広告」の解釈について、各保健所により対応が異なり、現場で混乱が生じているところである。

今般、標記に係る円滑な運用に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として、同法における広告とならない具体例を以下に示すので、留意されたい。

#### 記

1. あらかじめ同意の得られている者に対して送付されるダイレクトメール、ファクシミリ、Eメール、チラシ、パンフレット
2. 歯科技工所に関するホームページ等
3. 専門誌等で発表される学術論文、学会における研究発表
4. 歯科技工所の職員募集に関するもの

ただし、上記 2 に該当するものであっても、バナー広告、検索サイト上で検索した際にスポンサーとして表示されるもの等、また、上記の 3、4 に該当するものであっても、あらかじめ同意の得られていない医療機関関係者に対して送付される場合は、広告に該当するおそれがある。



# 歯科技工士法

(昭和三十年八月十六日法律第百六十八号)

最終改正:平成二十一年四月二二日法律第二〇号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条—第十条)

第三章 試験(第十一条—第十六条)

第四章 業務(第十七条—第二十条の二)

第五章 歯科技工所(第二十一条—第二十七条)

第五章の二 雑則(第二十七条の二・第二十七条の三)

第六章 罰則(第二十八条—第三十三条)

附則

(広告の制限)

第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 歯科医師又は歯科技工士である旨
  - 二 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
  - 三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
  - 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
- 2 前項各号に掲げる事項を広告するに当つても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。